

## 広島県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十九年十月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

福山市神辺町大字下竹田字狭間一八三の一、一八三の五、二三一の一、字北轟二四七、二五一の一、二五一の七、二五一の九、二五一の一〇、二五一の一三、二五一の一四、字南轟二五九の八、二五九の一〇、二五九の一三、二五九の一四、二五九の一六、二五九の二〇、二五九の二二、二五九の二五、字篠谷二八一の二、二八七の一、二九七の一〇、二九七の一〇

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次とのとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)